

関東信越税理士会 熊谷支部4月例会次第

会務報告

- | | | | | |
|-----|----------|--------------------|---|--------------|
| (1) | 2月 6日(木) | 例会・署との協議会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (2) | 2月 6日(木) | 支部理事会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (3) | 2月 6日(木) | 研修会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (4) | 2月14・15日 | 木島重雄会員ご母堂様 通夜・告別式 | 於 | 妻沼メモリアルホール光彩 |
| (5) | 2月21日(金) | 確定申告相談会場県連会長視察・懇親会 | 於 | キララ上柴 他 |
| (6) | 4月 1日(水) | 正副支部長・地域長会議 | 於 | 支部事務局 |
| (7) | 4月 1日(水) | 正副支部長・署との協議会 | 於 | 熊谷税務署 |
| (8) | 4月1・2日 | 渡邊慶二会員ご母堂様 通夜・告別式 | 於 | メモリアル彩雲 |

1. 会務予定及び連絡事項

- (1) 社会保険労務士会通常総会
日時 4月24日(金)午後3時00分～
場所 マロウドイン熊谷
- (2) 正副支部長・地域長会議
日時 5月1日(金)午後2時30分～
場所 熊谷税務署
- (3) 熊谷税務署との協議会
日時 5月1日(金)午後4時00分～
場所 熊谷税務署
- (4) 支部監事監査会
日時 5月11日(月)午後3時00分～
場所 支部事務局
- (5) 支部予算編成会議
日時 5月11日(月)午後4時00分～
場所 支部事務局
- (6) 女性部会
日時 5月11日(月)例会終了後
場所
- (7) 支部第1回理事会
日時 5月18日(月)午後3時00分～
場所 日本政策公庫

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

書面会議

総務部・業務対策部・会報部・税務支援対策部・調査研究部・制度部・研修部
広報部・公益活動対策部・租税教育推進部

経理部より

5月11日(月)の例会時に令和2年度分 親和会費を集金します。(予定)

例会欠席の場合は、下記にお振込み下さい。(¥6,000)

(入会30年以上の場合はお振込みの必要はありません)

埼玉縣信用金庫 本店営業部 普通預金 3933201

関東信越税理士会熊谷支部親和会 寺山智久

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

新規入会

新井弘貴(令和2年3月24日新規入会、税務支援対策部・青年部)

〒369-1241 深谷市武蔵野2277-1

TEL584-6488

FAX584-6501

熊谷支部現在会員数 161名

6. 次回例会予定

場所 ホテルガーデンパレス

日時 令和2年5月11日(月) 午前9時30分～ 例会・署との協議会

*バス 午前9時10分 熊谷駅南口

7. 次回研修予定

場所 ホテルガーデンパレス

日時 5月11日(月)午前10時45分～12時15分

内容 『労働争議についての考察』

講師 高橋和久先生

単位 2単位

8. 支部ホームページ

ユーザー名 kumazei

パスワード kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.kumazei.or.jp>

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます

*今後の例会日日程を掲載しました。(令和2年4月現在)

6月例会	6月16日(火)	午後 1時20分～ 午後 3時30分～(定期総会)
8月例会	8月 6日(木)	午後 4時00分～
9月例会	9月 7日(月)	午前 9時30分～
10月例会	10月 7日(水)	午前 9時30分～
11月例会	11月 9日(月)	午前10時30分～
12月例会	12月 9日(水)	午後 4時00分～
1月例会	1月14日(木)	午前 9時30分～
2月例会	2月 8日(月)	午前10時30分～
3月例会	3月26日(金)	午後 4時00分～

予定ですので変更になる場合もあります。

e-tax・L-taxの利用を推進しましょう。

令和2年4月6日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 寺山智久
副支部長 福島泰彦
研修部長 中村武司

税理士会36時間規定研修 令和2年度例会時支部研修会のご案内

拝啓 春まさにたけなわな今日このごろですが、会員の先生方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

さて、下記の要領にて支部研修会を開催する予定でございますが、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を受け、やむを得ず中止となる場合もありますので、ご承知おき下さいますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日時 令和2年5月11日（月）午前10時45分～12時15分（例会終了後）
場所 ホテルガーデンパレス
内容 『労働争議についての考察』
講師 高橋和久先生
対象 税理士会会員及び職員
バス 午前9時10分に下記よりバスが発進します。
熊谷市役所付近 熊谷駅南口
単位 2単位

*4月27日（月）までに支部事務局宛にお申し込み下さい。

*研修資料は後日ホームページに掲載しますのでダウンロードしてお持ち下さい。

きりとり不要 FAX 048-521-9612

令和2年5月11日の支部研修会出席人数は

会員 名 事務所職員 名 合計 名

会員事務所名

国際小委員会からのお知らせ No. 4
「本会マルチメディア研修」について

会員 各位

日頃より会務運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、本年度から本会調査研究部内に設置いたしました「国際小委員会」では、会員皆様のニーズの把握に努めながら、有用であると思われる各種情報を定期的に配信しております。第4回目となる今回は、本年2月に収録しました「国際税務に関するマルチメディア研修」についてご連絡いたします。

会員の皆様におかれましてもとても分かり易い内容と思われるので、是非ご覧いただければと思います。

1. 本会マルチメディア研修のご案内

本小委員会では永井保先生（税理士・1級FP技能士）を講師にお迎えして、身近な国際税務に関する内容についてマルチメディア研修の収録をいたしました。本会HPの「会員専用サイト」から「研修受講管理システム」へログインいただくことで受講可能となっています。「研修受講管理システム」での受講方法の詳細については、本会会報3月号第778号9面をご覧ください。

講座内容

『訪日外国人の在留資格・アルバイトと雇用及び居住者・非居住者に係る所得税法と租税条約』
(講師：永井保先生) 認定時間 2.0時間

- 第I章 訪日外国人の在留資格と就労・雇用の際の留意事項
- 第II章 居住者・非居住者に関する所得税・租税条約の基本
- 第III章 設例による居住者・非居住者の入出国に係る所得税と租税条約
参考 財産債務調書・国外財産調書の提出

新型コロナウイルスの世界的な影響により、外国人の日本への入国は足踏み状態ではありますが、講義項目は税務だけでなく、我々が知っておかなくてはならない在留資格、就労・雇用の際の留意点も含んでおり、関与先にも情報提供できる内容となっておりますので、聴講の上、日常の業務においてぜひご活用ください。

執筆担当：笹尾 博樹（前橋支部）

令和2年4月2日

関東信越税理士会

調査研究部長 渡邊 信子
国際小委員長 笹尾 博樹

令和2年4月6日（月）

熊谷税務署からの連絡事項

- 1 関与先名簿及び使用人名簿の提出依頼について （総務課）
別添1「関与先名簿」参照
別添2「関与先名簿（付表）」参照
別添3「使用人名簿」参照

税務署では、管内に事務所を有し税理士業務を行う方に対し、その関与先及び事務所使用人等の状況について、毎年1回、別添1から3の関与先名簿等の提出をお願いしております。

本年も、4月中旬に依頼文書を発送させていただく予定ですので、5月22日（金）までの提出についてご協力をお願いいたします。

- 2 令和元年分申告所得税等の口座振替について （管理運営部門）
(1) 口座振替日
申告所得税及び復興特別所得税・・・令和2年5月15日（金）
消費税及び地方消費税（個人事業者）・・・令和2年5月19日（火）

令和元年分所得税等の口座振替日につきましては、記載のとおり変更されておりますのでご注意ください。

なお、所得税の延納期限については、6月1日（月）から変更はありません。

- (2) 「振替納税のお知らせ」の発送

税目等	送付対象者	発送日
申告所得税及び復興特別所得税（確定分）	前回振替不能者及び新規振替利用者	5月12日（火）
消費税及び地方消費税（個人事業者）	振替利用者（全件）	5月15日（金）
申告所得税及び復興特別所得税（延納分）	振替利用者（全件）	5月26日（火）

振替納税を利用されている納税者のうち、表の対象者に対しまして、振替日等のお知らせのはがきを国税局から一括発送いたします。

関与先に対しまして振替日前の残高確認をあらためてご指導いただき、確実に口座振替ができるようご協力願います。

(3) ダイレクト納付による納付手続きについて

- イ 申告所得税・贈与税について、3月16日以降は未来日（3月17日から後ろの日）を指定してダイレクト納付を行うことができません。
- ロ 個人事業者の消費税について、3月31日以降は未来日（4月1日から後ろの日）を指定してダイレクト納付を行うことができません。

申告所得税・贈与税については3月16日以降、消費税については3月31日以降、ダイレクト納付を利用する際は「即時納付」をご利用ください。

なお、期日指定による納付を希望する場合には、改めて納付情報登録依頼を作成・送信の上、送信後のメッセージボックスに格納される通知から、期日の指定を行うようお願いいたします。

3 「未納国税の納付について」の発送について (徴収部門)
令和2年4月17日（金）発送予定

徴収部門において令和2年4月17日（金）に「未納国税の納付について」を圧着はがきにて発送します。対象は、納税コールセンター所掌事案を除く全ての滞納者です。内容は納税催告と最近1年間納付事績をお知らせするものです。

この件で関与先から問い合わせがありましたら、徴収部門に連絡するようご指導をお願いします。

4 新型コロナウイルス感染症の影響により猶予処理について (徴収部門)
別添4「新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方には猶予制度があります」参照

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められますので、徴収部門にご相談ください。

5 「源泉所得税事務集中処理センター室」による納付指導について (法人課税部門)

源泉所得税の納付が確認できない徴収義務者を対象として、3月25日（水）から5月29日（金）の間、関東信越国税局職員による納付指導（電話照会）を行っています。

先生方におかれましては、ご承知置きいただきますとともに、関与先の方から問い合わせ等がございましたら、ご指導くださいますようお願いいたします。

添付書類

- 1 「関与先名簿」
- 2 「関与先名簿(付表)」
- 3 「使用人名簿」
- 4 「新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方には猶予制度があります」

令和 年 月 日

使用人名簿

- 下表のとおり
- 別紙のとおり
- 使用人なし

事務所等所在地	
事務所等の名称	
税理士氏名又は 代表者氏名	印

氏名	生年月日	住所	採用 離職 年月日	勤続年月	備考
	大昭平		採用 離職	.	社員税理士 所属税理士 一般職員 家族専従者 パート
	大昭平		採用 離職	.	社員税理士 所属税理士 一般職員 家族専従者 パート
	大昭平		採用 離職	.	社員税理士 所属税理士 一般職員 家族専従者 パート
	大昭平		採用 離職	.	社員税理士 所属税理士 一般職員 家族専従者 パート
	大昭平		採用 離職	.	社員税理士 所属税理士 一般職員 家族専従者 パート
	大昭平		採用 離職	.	社員税理士 所属税理士 一般職員 家族専従者 パート
	大昭平		採用 離職	.	社員税理士 所属税理士 一般職員 家族専従者 パート
	大昭平		採用 離職	.	社員税理士 所属税理士 一般職員 家族専従者 パート
	大昭平		採用 離職	.	社員税理士 所属税理士 一般職員 家族専従者 パート

- (注) 1 この名簿は、4月1日現在の使用人等について記載し、1部提出してください。
- 2 用紙の規格がA4判であり、記載項目が当様式の項目の全てを含むものであれば任意の様式で差し支えありません。
- 3 備考欄には、登録されている税理士区分又は雇用形態を記載してください。

新型コロナウイルス感染症の影響により

納税が困難な方には猶予制度があります

税務署に申請することにより、納税が猶予されます

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められますので、所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください(申請による換価の猶予:国税徴収法第151条の2)。

○ 要件

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 換価の猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限(注1)から6か月以内に申請書が提出されていること。
- ⑤ 原則として、担保の提供があること。(担保が不要な場合があります)

(注1) 令和元年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告は、延長された期限(令和2年4月16日)が納期限となります。

(注2) 既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予(同法第151条)が受けられる場合もあります。

お気軽にお電話で
ご相談ください!
(納期限前から相談できます)

税務署において所定の審査を早期に行います。

○ 猶予が認められると…

- ▶ 原則、1年間猶予が認められます。(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)
- ▶ 猶予期間中の延滞税の一部が免除されます。
- ▶ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。
(裏面をご参照ください。)

個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

- ▶ 新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む。)が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、納税の猶予が認められることがありますので、所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください(納税の猶予:国税通則法第46条)。

○ 個別の事情

ケースによりご用意
いただく資料が異なります。
まずはお電話でご相談を!

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

(ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

(注) 申請に必要な書類等については、最寄りの税務署(徴収担当)にご相談ください。

税務署において所定の審査を早期に行います。

○ 猶予が認められると…

- ▶ 原則、1年間猶予が認められます。(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)
- ▶ 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
- ▶ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

